

❖ 教職課程(2023年度入学者)

現代社会学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
現代社会学科	社 会	公 民
健康スポーツ 社会学科	保健体育	保健体育

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで 卒業要件単位数を満たすこと)	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6 教育 6 職 員 の 免 許 状 に 定 め る 科 目 規 則	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23)	中学校	社 会	33
		保健体育	33
高校	公 民	29	
	保健体育	29	
教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	社 会	30
		保健体育	29
高校	公 民	24	
	保健体育	27	
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	社 会	0
		保健体育	0
高校	公 民	6	
	保健体育	3	

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等		
科目	単位数	授業科目(単位数)		最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)		2単位必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)		3単位必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)		2単位選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	ア	データ・AIと社会(2)	ア・イいずれか 2単位選択必修
		イ	コンピュータ基礎実習(初級)(1) コンピュータ基礎実習(上級)(1)	

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等						
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考			
	中学校	高校		中学校	高校				
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること			
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
			教育社会学(2)	2単位 必修					
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択					
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2単位 必修		3年次末までに修得すること (注2)			
			教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	2単位 必修					
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—				
			総合的な学習(探究)の時間の指導法	2単位 必修					
			特別活動の指導法	2単位 必修					
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
教育実践に関する科目	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること			
			教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修				
			教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修					
最低修得単位数			27	23	合計		33	29	

❖ 教職課程(2023年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

◆ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			現代社会学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	社会史(2) 歴史社会学(2)
		地理学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学概論(2) 自然地理学概論(2) 地誌学概論(2)	6単位必修	東南アジア地域論A(2) 東南アジア地域論B(2) 北近畿学(2)
		「法学、政治学」	1単位以上	政治学概論(2)	2単位必修	地域行政論(2) 公共政策論(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4単位必修	地域社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) ジェンダー論(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	倫理学概論(2) 社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2単位必修 2単位選択必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				22
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	社会科教育法1・2(4) 社会科教育法3・4(4)	8単位必修		
合計		28	合計	30		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数22単位のうち、18単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに「社会科教育法1・2(4)」または「社会科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校社会の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》			現代社会学科	
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1単位以上	政治学概論(2)	2単位必修
			地域行政論(2) 公共政策論(2)	2単位 選択必修
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4単位 必修
			地域社会学(2) 家族社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) 観光社会学(2) ジェンダー論(2) 文化社会学(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)	8単位 選択必修
			倫理学概論(2)	2単位 必修
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1単位以上	社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2単位 選択必修
			教科に関する専門的事項	最低修得単位数 小計
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4単位以上	公民科教育法(4)	4単位必修	
合計	24	合計	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校保健体育》			健康スポーツ社会学科						
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		選択科目(単位数)		
		中学校	高校		中学校	高校			
教科及び教科の指導法に関する科目	体育実技	1単位以上		スポーツ実習(器械運動)(1) スポーツ実習(体づくり運動)(1) スポーツ実習(陸上競技)(1) スポーツ実習(ダンス)(1) スポーツ実習(水泳)(1) スポーツ実習(ソフトボール)(1)	6単位 必修				
				スポーツ実習(サッカー)(1) スポーツ実習(ハンドボール)(1) スポーツ実習(ラグビー)(1)				1単位 選択必修	
				スポーツ実習(卓球)(1) スポーツ実習(バレーボール)(1)					
				スポーツ実習(柔道)(1) スポーツ実習(剣道)(1)				1単位 選択必修	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上		スポーツ社会学(2) スポーツ運動学(2)	4単位 必修		スポーツ教育学(2) コーチング論(2) スポーツ技術・戦術論(2) 現代社会とスポーツ(2) 地域社会と健康(2)		
	生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上		運動生理学(2)	2単位 必修		運動医科学(2)		
	衛生学・公衆衛生学	1単位以上		公衆衛生学(2)	2単位 必修				
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健(2) 救急処置論(2)	4単位 必修					
教科に関する専門的事項				最低修得単位数 小計		21			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	保健体育科教育法1(2) 保健体育科教育法2(2) 保健体育科教育法3(2) 保健体育科教育法4(2)	8単位 必修	4単位 必修 2単位 選択必修			
合計		28	24	合計	29	27			

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数21単位のうち、17単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までに「保健体育科教育法1(2)」及び「保健体育科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校保健体育の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
			中学校社会 高校公民	学校経営と学校図書館(2)※ 学校図書館とメディアの構成(2)※ 学習指導と学校図書館(2)※ 読書と豊かな人間性(2)※	選択	選択 必修
合計	4	12	合計		社会 0 保健 体育 0	公民 6 保健 体育 3

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で社会・保健体育いずれも4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で公民6単位、保健体育9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め公民6単位、保健体育3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は現代社会学部の『履修要項』で確認してください。